

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現行
<p>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</p> <p>Ⅲ－２ 業務の適切性（共通編）</p> <p>Ⅲ－２－１４ <u>暗号等資産に関する留意事項</u></p> <p><u>暗号等資産</u>（金商法第2条第24項第3の2号に規定する暗号等資産をいう。以下同じ。）の設計・仕様は様々であるところ、移転記録が公開されず、取引の追跡困難な暗号等資産が存在する等、テロ資金供与やマネー・ローンダリングに利用されるリスクが高いものも存在する。また、一般的に、<u>暗号等資産</u>は、その価値の裏付けとなる資産等がないため本源的な価値を観念し難く、価格の変動が大きいことを踏まえると、顧客の適合性について慎重に確認する必要がある。加えて、<u>暗号等資産</u>の管理については、システムの誤作動やサイバー攻撃などのシステムリスクも存在する。</p> <p>これらの点を踏まえ、金融商品取引業者等における有価証券の売買その他の取引等に関する<u>暗号等資産</u>の取扱いについては、例えば、以下の点に留意して監督を行うものとする。</p> <p>なお、金融商品取引業者等が金融商品取引に関し顧客から預託を受けた<u>暗号資産</u>（<u>資金決済に関する法律</u>（以下「<u>資金決済法</u>」という。）第2条第14項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）を管理する場合には、<u>資金決済法</u>第63条の2の登録が必要であることに留意する。</p> <p>(1) <u>暗号等資産</u>の特性等を踏まえたリスクの特定・評価・低減 <u>暗号等資産</u>の特性及び自己の業務体制に照らして、投資者の保護</p>	<p>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</p> <p>Ⅲ－２ 業務の適切性（共通編）</p> <p>Ⅲ－２－１４ <u>暗号資産に関する留意事項</u></p> <p><u>暗号資産</u>（<u>資金決済に関する法律</u>（以下「<u>資金決済法</u>」という。）第2条第5項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）の設計・仕様は様々であるところ、移転記録が公開されず、取引の追跡困難な暗号資産が存在する等、テロ資金供与やマネー・ローンダリングに利用されるリスクが高いものも存在する。また、一般的に、<u>暗号資産</u>は、その価値の裏付けとなる資産等がないため本源的な価値を観念し難く、価格の変動が大きいことを踏まえると、顧客の適合性について慎重に確認する必要がある。加えて、<u>暗号資産</u>の管理については、システムの誤作動やサイバー攻撃などのシステムリスクも存在する。</p> <p>これらの点を踏まえ、金融商品取引業者等における有価証券の売買その他の取引等に関する<u>暗号資産</u>の取扱いについては、例えば、以下の点に留意して監督を行うものとする。</p> <p>なお、金融商品取引業者等が金融商品取引に関し顧客から預託を受けた暗号資産を管理する場合には、<u>資金決済法</u>第63条の2の登録が必要であることに留意する。</p> <p>(1) <u>暗号資産</u>の特性等を踏まえたリスクの特定・評価・低減 <u>暗号資産</u>の特性及び自己の業務体制に照らして、投資者の保護又</p>

改正後	現行
<p>又は金融商品取引業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる<u>暗号等資産等</u>（金商法第185条の23第1項に規定する<u>暗号等資産等</u>をいう。以下同じ。）を取引の対象としないため、例えば下記のような措置を講じているか。</p> <p>① <u>新たな暗号等資産等</u>を取引の対象とするに当たっては、当該<u>暗号等資産等</u>を取引の対象とすることにより生じ得るリスク（以下「取引リスク」という。）を特定・評価し、顧客保護及び業務の適正かつ確実な遂行の観点から、当該<u>暗号等資産等</u>を取引の対象とすることの可否を的確に審査する態勢を整備しているか。</p> <p>② 既に取引の対象となっている<u>暗号等資産等</u>に関し、定期的に取り引リスクの内容を見直した上で、必要に応じ、当該<u>暗号等資産等</u>の取引対象の可否を改めて審査することとしているか。</p> <p>③ <u>暗号等資産等</u>を新たに取引の対象とする場合には、当該<u>暗号等資産等</u>の取引対象の可否に係る審査結果を踏まえ、取締役会の承認を得るなど組織的に決定をしているか。</p> <p>④ <u>暗号等資産等</u>の取引対象の適否を審査する部門は、営業部門から独立させた上で、専門的知見を有する人材を配置するなど、取引リスクを適切に検証できる体制を整備しているか。</p> <p>(2) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対応</p> <p>取り扱う<u>暗号等資産</u>の範囲については、当該<u>暗号等資産</u>がマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に利用されるおそれ等を踏まえ、慎重に判断することとしているか。例えば、移転記録の追跡が著しく困難である<u>暗号等資産</u>については、マネー・ローンダリング及びテロ</p>	<p>は金融商品取引業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる<u>暗号資産等</u>（金商法第185条の23第1項に規定する<u>暗号資産等</u>をいう。以下同じ。）を取引の対象としないため、例えば下記のような措置を講じているか。</p> <p>① <u>新たな暗号資産等</u>を取引の対象とするに当たっては、当該<u>暗号資産等</u>を取引の対象とすることにより生じ得るリスク（以下「取引リスク」という。）を特定・評価し、顧客保護及び業務の適正かつ確実な遂行の観点から、当該<u>暗号資産等</u>を取引の対象とすることの可否を的確に審査する態勢を整備しているか。</p> <p>② 既に取引の対象となっている<u>暗号資産等</u>に関し、定期的に取り引リスクの内容を見直した上で、必要に応じ、当該<u>暗号資産等</u>の取引対象の可否を改めて審査することとしているか。</p> <p>③ <u>暗号資産等</u>を新たに取引の対象とする場合には、当該<u>暗号資産等</u>の取引対象の可否に係る審査結果を踏まえ、取締役会の承認を得るなど組織的に決定をしているか。</p> <p>④ <u>暗号資産等</u>の取引対象の適否を審査する部門は、営業部門から独立させた上で、専門的知見を有する人材を配置するなど、取引リスクを適切に検証できる体制を整備しているか。</p> <p>(2) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対応</p> <p>取り扱う<u>暗号資産</u>の範囲については、当該<u>暗号資産</u>がマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に利用されるおそれ等を踏まえ、慎重に判断することとしているか。例えば、移転記録の追が著しく困難である<u>暗号資産</u>については、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与</p>

改正後	現行
<p>資金供与に利用されるおそれが特に高いことから、有価証券の売買その他の取引等の対価として受領したり、当該暗号等資産による配当等が行われる有価証券を取り扱ったりすることがないよう留意する。</p> <p>また、暗号等資産を対価とする有価証券の売買その他の取引等を行う場合、Ⅲ－２－６及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに基づき、暗号等資産を取り扱うことに伴うマネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスクを実効的に低減する態勢が構築されるとともに、当該取引が疑わしい取引に該当するおそれがないか、適切に確認が行われているか。特に、取引の相手方の属性や暗号等資産の管理方法等に関し、取引の相手方が暗号等資産の真の保有者であることについて疑わしい点がないかを適切に検討の上、届出の必要性の判断が行われているか。</p> <p>さらに、暗号等資産の発行者、管理者その他の関係者が制裁対象者及び反社会的勢力等に該当しないかの確認が適切に行われる態勢にあるか。</p> <p>(3) 勧誘・説明態勢</p> <p>① 暗号等資産関連業務に関する留意点</p> <p>金融商品取引業者が、金商法第43条の6及び金商業等府令第146条の3に規定する暗号等資産関連業務を行うときは、金商業等府令第146条の4に規定する事項について、書面を交付する等して適切に説明を行っているか留意するものとする。</p> <p>このうち、金商業等府令第146条の4第2項第4号に規定する</p>	<p>に利用されるおそれが特に高いことから、有価証券の売買その他の取引等の対価として受領したり、当該暗号資産による配当等が行われる有価証券を取り扱ったりすることがないよう留意する。</p> <p>また、暗号資産を対価とする有価証券の売買その他の取引等を行う場合、Ⅲ－２－６及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに基づき、暗号資産を取り扱うことに伴うマネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスクを実効的に低減する態勢が構築されるとともに、当該取引が疑わしい取引に該当するおそれがないか、適切に確認が行われているか。特に、取引の相手方の属性や暗号資産の管理方法等に関し、取引の相手方が暗号資産の真の保有者であることについて疑わしい点がないかを適切に検討の上、届出の必要性の判断が行われているか。</p> <p>さらに、暗号資産の発行者、管理者その他の関係者が制裁対象者及び反社会的勢力等に該当しないかの確認が適切に行われる態勢にあるか。</p> <p>(3) 勧誘・説明態勢</p> <p>① 暗号資産関連業務に関する留意点</p> <p>金融商品取引業者が、金商法第43条の6及び金商業等府令第146条の3に規定する暗号資産関連業務を行うときは、金商業等府令第146条の4に規定する事項について、書面を交付する等して適切に説明を行っているか留意するものとする。</p> <p>このうち、金商業等府令第146条の4第2項第4号に規定する</p>

改正後	現行
<p>「<u>暗号等資産の概要及び特性</u>」及び同項第5号に規定する「<u>暗号等資産の性質</u>」に関し顧客の注意を喚起すべき事項」としては、例えば、以下の事項が考えられる。</p> <p>イ. <u>暗号等資産の主な用途</u></p> <p>ロ. <u>暗号等資産の保有又は移転の仕組みに関する事項</u></p> <p>ハ. <u>暗号等資産の総発行量及び発行可能な数量に上限がある場合はその上限</u></p> <p>ニ. <u>暗号等資産の流通状況</u></p> <p>ホ. <u>暗号等資産に内在するリスク</u></p> <p>また、金商法第43条の6第2項に定める「<u>暗号等資産の性質</u>…についてその顧客を誤認させるような表示」として、例えば、以下の事項が考えられる。</p> <p>イ. <u>暗号等資産の価格変動を理由に損失が発生するおそれがあるにも関わらず、これを誤認させるような表示</u></p> <p>ロ. <u>暗号等資産の仕組み上、一定の期間、移転が制限されるにもかかわらず、これを誤認させるような表示</u></p> <p>ハ. <u>暗号等資産の発行者の財務状況や発行者の行う事業の進捗状況等に関して、顧客を誤認させるような表示</u></p> <p>② <u>有価証券の売買その他の取引等に関して、顧客が暗号等資産を配当や対価として受け取ること等が予定される場合には、暗号等資産に関する顧客の知識や取引経験を確認する等して適合性を確認するとともに、暗号等資産の仕組みや性質、価格変動リスク等に関して上記①も踏まえ適切に説明を行っているか留意するものとする。</u></p>	<p>「<u>暗号資産の概要及び特性</u>」及び同項第5号に規定する「<u>暗号資産の性質</u>」に関し顧客の注意を喚起すべき事項」としては、例えば、以下の事項が考えられる。</p> <p>イ. <u>暗号資産の主な用途</u></p> <p>ロ. <u>暗号資産の保有又は移転の仕組みに関する事項</u></p> <p>ハ. <u>暗号資産の総発行量及び発行可能な数量に上限がある場合はその上限</u></p> <p>ニ. <u>暗号資産の流通状況</u></p> <p>ホ. <u>暗号資産に内在するリスク</u></p> <p>また、金商法第43条の6第2項に定める「<u>暗号資産の性質</u>…についてその顧客を誤認させるような表示」として、例えば、以下の事項が考えられる。</p> <p>イ. <u>暗号資産の価格変動を理由に損失が発生するおそれがあるにも関わらず、これを誤認させるような表示</u></p> <p>ロ. <u>暗号資産の仕組み上、一定の期間、移転が制限されるにもかかわらず、これを誤認させるような表示</u></p> <p>ハ. <u>暗号資産の発行者の財務状況や発行者の行う事業の進捗状況等に関して、顧客を誤認させるような表示</u></p> <p>② <u>有価証券の売買その他の取引等に関して、顧客が暗号資産を配当や対価として受け取ること等が予定される場合には、暗号資産に関する顧客の知識や取引経験を確認する等して適合性を確認するとともに、暗号資産の仕組みや性質、価格変動リスク等に関して上記①も踏まえ適切に説明を行っているか留意するものとする。</u></p>

改正後	現行
<p>(4) 財務の健全性の確保</p> <p>第一種金融商品取引業者が暗号等資産の保有等をする場合は、上記(1)から(3)までに記載の点に加えて、その価格変動リスク等が財務の健全性に与える影響についても検証する必要があることから、当該暗号等資産の特性のほか、当該暗号等資産の保有等に係る業務の内容・特性・規模等に照らして、IV—2に基づいて、当該暗号等資産の保有等に伴う各種リスクを適時かつ的確に把握し、当該リスクを適切に管理するなど財務の健全性の確保のための必要な態勢を構築しているか。</p> <p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV—2 財務の健全性等（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV—2—1 自己資本規制比率の正確性</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 暗号等資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の基礎的リスク相当額について</p> <p>暗号等資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の保有又は管理をするにあたっては、上記(3)①から③までに記載の点に加え、特にインターネットに接続された状態で秘密鍵が管理されている暗号等資産及び電子記録移転有価証券表示権利等については流出リスクが存在することに鑑み、当該リスクに係る基礎的リスク相当額を適切に把握する必要があるため、かかる基礎的リスク相当額について、</p>	<p>(4) 財務の健全性の確保</p> <p>第一種金融商品取引業者が暗号資産の保有等をする場合は、上記(1)から(3)までに記載の点に加えて、その価格変動リスク等が財務の健全性に与える影響についても検証する必要があることから、当該暗号資産の特性のほか、当該暗号資産の保有等に係る業務の内容・特性・規模等に照らして、IV—2に基づいて、当該暗号資産の保有等に伴う各種リスクを適時かつ的確に把握し、当該リスクを適切に管理するなど財務の健全性の確保のための必要な態勢を構築しているか。</p> <p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV—2 財務の健全性等（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV—2—1 自己資本規制比率の正確性</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の基礎的リスク相当額について</p> <p>暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の保有又は管理をするにあたっては、上記(3)①から③までに記載の点に加え、特にインターネットに接続された状態で秘密鍵が管理されている暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等については流出リスクが存在することに鑑み、当該リスクに係る基礎的リスク相当額を適切に把握する必要があるため、かかる基礎的リスク相当額について、毎営</p>

改正後	現行
<p>毎営業日、把握しているか。</p> <p>IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業） IV-3-3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性 IV-3-3-1 法令等遵守態勢</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>暗号資産等関連店頭デリバティブ取引等業者の区分管理に係る留意事項</u> 店頭デリバティブ取引業者が<u>暗号資産等関連店頭デリバティブ取引等</u>（金商業等府令第143条第4項第2号に掲げる行為をいう。以下同じ。）に係る金銭その他の保証金を管理するにあたっての留意事項は、IV-3-3-1(1)に準ずるほか、委託証拠金その他の保証金の全部又は一部として<u>暗号等資産</u>を代用（以下「<u>代用暗号等資産</u>」という。）する場合には、当該<u>暗号等資産</u>を毎営業日、時価評価の上、金融商品取引業協会の規則の定めに従って、その代用価格を適切に算定することに留意するものとする。</p> <p>(注1) 業として<u>暗号資産等関連店頭デリバティブ取引</u>（金商業等府令第123条第1項第35号に規定する取引をいう。）を行う者を相手方として、業として当該取引を行う者であっても、原則として第一種金融商品取引業の登録を要する。もともと、外国の法令に準拠し、外国において<u>暗号等資産関連店頭デリバティブ取引業</u>を行う者が外国から<u>暗号等資産関連店頭デリバティブ取引</u>を行う</p>	<p>業日、把握しているか。</p> <p>IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業） IV-3-3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性 IV-3-3-1 法令等遵守態勢</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>暗号資産関連店頭デリバティブ取引等業者の区分管理に係る留意事項</u> 店頭デリバティブ取引業者が<u>暗号資産関連店頭デリバティブ取引等</u>（金商業等府令第143条第4項第2号に掲げる行為をいう。以下同じ。）に係る金銭その他の保証金を管理するにあたっての留意事項は、IV-3-3-1(1)に準ずるほか、委託証拠金その他の保証金の全部又は一部として<u>暗号資産</u>を代用（以下「<u>代用暗号資産</u>」という。）する場合には、当該<u>暗号資産</u>を毎営業日、時価評価の上、金融商品取引業協会の規則の定めに従って、その代用価格を適切に算定することに留意するものとする。</p> <p>(注1) 業として<u>暗号資産関連店頭デリバティブ取引</u>（金商法第185条の24第1項に規定する取引をいう。）を行う者を相手方として、業として当該取引を行う者であっても、原則として第一種金融商品取引業の登録を要する。もともと、外国の法令に準拠し、外国において<u>暗号資産関連店頭デリバティブ取引業</u>を行う者が外国から<u>暗号資産関連店頭デリバティブ取引</u>を行う場合であっ</p>

改正後	現行
<p>場合であって、金融商品取引業者のうち<u>暗号等資産関連店頭デリバティブ取引</u>を業として行う者とカバー取引を行う場合には登録を要しないことに留意する。</p> <p>(注2) 委託証拠金その他の保証金の全部又は一部として暗号資産を代用する場合において、顧客から当該暗号資産の預託を受ける行為は、資金決済法第2条第15項第4号に規定する「他人のために暗号資産の管理をすること」に該当し、暗号資産交換業の登録が必要となり得ることに留意する。</p> <p>(4) 監督手法・対応</p> <p>① 個人向けの通貨関連店頭デリバティブ取引等、有価証券関連店頭デリバティブ取引及び<u>暗号資産等関連店頭デリバティブ取引</u>等に係る金銭その他保証金の管理の状況の適切性を確認するため、店頭デリバティブ取引業者に対し、原則として週1回、信託銀行発行の残高証明書等の信託残高を疎明する資料及びこれに対応する計算日における管理必要額を算出した書面その他保証金の管理の状況を確認できる資料の提出を求めるとする。</p> <p>② 個人向けの通貨関連店頭デリバティブ取引等、有価証券関連店頭デリバティブ取引及び<u>暗号資産等関連店頭デリバティブ取引</u>等に係る金銭その他保証金の管理の状況の適切性を確認するため、店頭デリバティブ取引業者に対し、定期的に又は必要に応じて、外部監査又は内部監査の状況の報告を求めるとする。</p> <p>③ (略)</p>	<p>て、金融商品取引業者のうち<u>暗号資産関連店頭デリバティブ取引</u>を業として行う者とカバー取引を行う場合には登録を要しないことに留意する。</p> <p>(注2) 委託証拠金その他の保証金の全部又は一部として暗号資産を代用する場合において、顧客から当該暗号資産の預託を受ける行為は、資金決済法第2条第7項第4号に規定する「他人のために暗号資産の管理をすること」に該当し、暗号資産交換業の登録が必要となり得ることに留意する。</p> <p>(4) 監督手法・対応</p> <p>① 個人向けの通貨関連店頭デリバティブ取引等、有価証券関連店頭デリバティブ取引及び<u>暗号資産関連店頭デリバティブ取引</u>等に係る金銭その他保証金の管理の状況の適切性を確認するため、店頭デリバティブ取引業者に対し、原則として週1回、信託銀行発行の残高証明書等の信託残高を疎明する資料及びこれに対応する計算日における管理必要額を算出した書面その他保証金の管理の状況を確認できる資料の提出を求めるとする。</p> <p>② 個人向けの通貨関連店頭デリバティブ取引等、有価証券関連店頭デリバティブ取引及び<u>暗号資産関連店頭デリバティブ取引</u>等に係る金銭その他保証金の管理の状況の適切性を確認するため、店頭デリバティブ取引業者に対し、定期的に又は必要に応じて、外部監査又は内部監査の状況の報告を求めるとする。</p> <p>③ (略)</p>

改正後	現行
<p>IV-3-3-2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>暗号等資産関連店頭デリバティブ取引業者の説明責任に係る留意事項</u> <u>暗号等資産関連店頭デリバティブ取引業者</u>が、顧客に対して行う説明事項に係る留意事項は、Ⅲ-2-14(3)①、IV-3-3-2(4)に準じるほか、以下の点とする。</p> <p>① <u>金商業等府令第146条の4第2項第1号に規定するとおり、暗号等資産関連店頭デリバティブ取引の取扱いにあたっては、顧客に対し、暗号等資産が法定通貨ではないことについて説明が求められる。特に、暗号等資産関連店頭デリバティブ取引業者が通貨関連店頭デリバティブ取引を併せ営むような場合には、暗号等資産関連店頭デリバティブ取引と通貨関連店頭デリバティブ取引とが、顧客において明確に区別して認識されるよう、取引の方法等も含めて検討を行うものとする。</u></p> <p>② 金商業等府令第117条第1項第41号に規定する「裏付けとなる合理的な根拠を示さないで、第78条第5号から第7号まで又は第13号イからホまでに掲げる事項に関する表示をする行為」として、例えば、以下のものが考えられる。</p> <p>イ. 偏った分析結果を利用して、<u>暗号等資産の価格の推移を予測する行為</u></p> <p>ロ. 金融商品取引業者が取引の対象とする<u>暗号等資産</u>であることを</p>	<p>IV-3-3-2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>暗号資産関連店頭デリバティブ取引業者の説明責任に係る留意事項</u> <u>暗号資産関連店頭デリバティブ取引業者</u>が、顧客に対して行う説明事項に係る留意事項は、Ⅲ-2-14(3)①、IV-3-3-2(4)に準じるほか、以下の点とする。</p> <p>① <u>金商業等府令第146条の4第2項第1号に規定するとおり、暗号資産関連店頭デリバティブ取引の取扱いにあたっては、顧客に対し、暗号資産が法定通貨ではないことについて説明が求められる。特に、暗号資産関連店頭デリバティブ取引業者が通貨関連店頭デリバティブ取引を併せ営むような場合には、暗号資産関連店頭デリバティブ取引と通貨関連店頭デリバティブ取引とが、顧客において明確に区別して認識されるよう、取引の方法等も含めて検討を行うものとする。</u></p> <p>② 金商業等府令第117条第1項第41号に規定する「裏付けとなる合理的な根拠を示さないで、第78条第5号から第7号まで又は第13号イからホまでに掲げる事項に関する表示をする行為」として、例えば、以下のものが考えられる。</p> <p>イ. 偏った分析結果を利用して、<u>暗号資産の価格の推移を予測する行為</u></p> <p>ロ. 金融商品取引業者が取引の対象とする<u>暗号資産</u>であることを理</p>

改正後	現行
<p>理由に、当該暗号等資産が安全かつリスクが低い旨の表示を行う行為</p> <p>ハ. <u>暗号等資産関連店頭デリバティブ取引業</u>の登録を受けた者であることを理由に、財務状況等が健全である旨の表示を行う行為</p> <p>③ 金商業等府令第146条の4第2項第4号に規定する「<u>暗号等資産</u>の概要及び特性」及び同項第5号に規定する「<u>暗号等資産</u>の性質に関し顧客の注意を喚起すべき事項」としては、金融商品取引業協会が公表する<u>暗号等資産</u>の概要説明書記載の内容等も参考として、Ⅲ－2－14（3）①に規定する事項を含めた説明を行うものとする。</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>(10) 不招請勧誘の禁止規定に係る留意事項</p> <p>店頭金融先物取引の勧誘においては、過去に、一部において、電話や戸別訪問による勧誘を受け、リスクや取引の仕組みなどについて十分に理解しないまま受動的に取引を開始したことによるトラブルから社会問題に発展した経緯がある。これを踏まえ、金商法第38条第4号において、店頭デリバティブ取引業者又はその役員若しくは使用人が、店頭デリバティブ取引（店頭金融先物取引及び<u>暗号等資産関連店頭デリバティブ取引</u>）以外のものである場合にあっては、個人である顧客を相手方として行う店頭デリバティブ取引に限る。以下（10）において同じ。）に係る契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭デリバティブ取引に係る</p>	<p>由に、当該暗号資産が安全かつリスクが低い旨の表示を行う行為</p> <p>ハ. <u>暗号資産関連店頭デリバティブ取引業</u>の登録を受けた者であることを理由に、財務状況等が健全である旨の表示を行う行為</p> <p>③ 金商業等府令第146条の4第2項第4号に規定する「<u>暗号資産</u>の概要及び特性」及び同項第5号に規定する「<u>暗号資産</u>の性質に関し顧客の注意を喚起すべき事項」としては、金融商品取引業協会が公表する<u>暗号資産</u>の概要説明書記載の内容等も参考として、Ⅲ－2－14（3）①に規定する事項を含めた説明を行うものとする。</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>(10) 不招請勧誘の禁止規定に係る留意事項</p> <p>店頭金融先物取引の勧誘においては、過去に、一部において、電話や戸別訪問による勧誘を受け、リスクや取引の仕組みなどについて十分に理解しないまま受動的に取引を開始したことによるトラブルから社会問題に発展した経緯がある。これを踏まえ、金商法第38条第4号において、店頭デリバティブ取引業者又はその役員若しくは使用人が、店頭デリバティブ取引（店頭金融先物取引及び<u>暗号資産関連店頭デリバティブ取引</u>）以外のものである場合にあっては、個人である顧客を相手方として行う店頭デリバティブ取引に限る。以下（10）において同じ。）に係る契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭デリバティブ取引に係る契約の</p>

改正後	現行
<p>契約の締結の勧誘をする行為（いわゆる「不招請勧誘」）が禁止されている。</p> <p>一方、金商業等府令第116条の規定により、継続的取引関係にある顧客に対して店頭デリバティブ取引に係る契約の締結を勧誘する行為、並びに外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する勧誘であって、当該法人が保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺するために店頭金融商品取引契約の締結を勧誘する行為は認められている。</p> <p>こうした取扱いを確保するため、店頭デリバティブ取引業者は、顧客からの招請状況等に則した適正な勧誘の履行を確保する観点から、顧客からの招請状況を的確に把握し得る顧客管理態勢を確立することが重要であり、例えば以下のような点に留意して監督するものとする。</p> <p>① 不招請勧誘への該当性</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 金商業等府令第116条第1項第1号に規定する「未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者」、同項第2号の2に規定する「未決済の暗号等資産関連店頭デリバティブ取引の残高を有する者」、同項第4号に規定する「未決済の有価証券関連店頭デリバティブ取引の残高を有する者」及び同項第5号に規定する「未決済の店頭デリバティブ取引の残高を有する者」には、権利行使期間が満了していないオプションを有する者を含む。</p> <p>ハ. (略)</p> <p>② (略)</p>	<p>締結の勧誘をする行為（いわゆる「不招請勧誘」）が禁止されている。</p> <p>一方、金商業等府令第116条の規定により、継続的取引関係にある顧客に対して店頭デリバティブ取引に係る契約の締結を勧誘する行為、並びに外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する勧誘であって、当該法人が保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺するために店頭金融商品取引契約の締結を勧誘する行為は認められている。</p> <p>こうした取扱いを確保するため、店頭デリバティブ取引業者は、顧客からの招請状況等に則した適正な勧誘の履行を確保する観点から、顧客からの招請状況を的確に把握し得る顧客管理態勢を確立することが重要であり、例えば以下のような点に留意して監督するものとする。</p> <p>① 不招請勧誘への該当性</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 金商業等府令第116条第1項第1号に規定する「未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者」、同項第2号の2に規定する「未決済の暗号資産関連店頭デリバティブ取引の残高を有する者」、同項第4号に規定する「未決済の有価証券関連店頭デリバティブ取引の残高を有する者」及び同項第5号に規定する「未決済の店頭デリバティブ取引の残高を有する者」には、権利行使期間が満了していないオプションを有する者を含む。</p> <p>ハ. (略)</p> <p>② (略)</p>

改正後	現行
<p>(11) ・ (12) (略)</p> <p>IV-3-3-4 業務執行態勢</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) <u>暗号等資産関連店頭デリバティブ取引に係る留意事項</u> <u>暗号等資産関連店頭デリバティブ取引</u>に係る留意事項は、以下の点のほか、Ⅲ-2-14 (1) に準ずるものとする。</p> <p>① 顧客の<u>暗号等資産関連店頭デリバティブ取引</u>に係る注文の動向若しくは内容又は同取引の状況その他の事情に応じ、金商法第185条の22第1項、第185条の23第1項又は第185条の24第1項若しくは第2項に違反していないかどうかを審査し、違反する疑いがあると認めるときは当該顧客との間の<u>暗号等資産関連店頭デリバティブ取引</u>に係る取引の停止等を行う措置その他の<u>暗号等資産関連店頭デリバティブ取引</u>に係る不正な行為の防止を図るために必要な措置として、例えば、以下のような措置を講じているか。</p> <p>(注)「<u>暗号等資産関連店頭デリバティブ取引</u>に係る不正な行為」には、自己又は第三者の利益を図ることを目的として、当該<u>暗号等資産関連店頭デリバティブ取引業者</u>の取り扱う若しくは新規に取り扱おうとする<u>暗号等資産</u>又は当該<u>暗号等資産関連店頭デリバティブ取引業者</u>に関する下記②記載の情報を利用した行為を含む。</p>	<p>(11) ・ (12) (略)</p> <p>IV-3-3-4 業務執行態勢</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) <u>暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係る留意事項</u> <u>暗号資産関連店頭デリバティブ取引</u>に係る留意事項は、以下の点のほか、Ⅲ-2-14 (1) に準ずるものとする。</p> <p>① 顧客の<u>暗号資産関連店頭デリバティブ取引</u>に係る注文の動向若しくは内容又は同取引の状況その他の事情に応じ、金商法第185条の22第1項、第185条の23第1項又は第185条の24第1項若しくは第2項に違反していないかどうかを審査し、違反する疑いがあると認めるときは当該顧客との間の<u>暗号資産関連店頭デリバティブ取引</u>に係る取引の停止等を行う措置その他の<u>暗号資産関連店頭デリバティブ取引</u>に係る不正な行為の防止を図るために必要な措置として、例えば、以下のような措置を講じているか。</p> <p>(注)「<u>暗号資産関連店頭デリバティブ取引</u>に係る不正な行為」には、自己又は第三者の利益を図ることを目的として、当該<u>暗号資産関連店頭デリバティブ取引業者</u>の取り扱う若しくは新規に取り扱おうとする<u>暗号資産</u>又は当該<u>暗号資産関連店頭デリバティブ取引業者</u>に関する下記②記載の情報を利用した行為を含む。</p>

改正後	現行
<p>イ. (略)</p> <p>ロ. 顧客の取引動向の的確な把握及び管理の徹底</p> <p> a. 取引対象となる<u>暗号等資産等</u>の種類、取引手法・形態等の取引動向を把握するための具体的な取扱方法を策定し、当該取扱方法に基づき、適時、モニタリング等を行うなどにより顧客の取引動機等の的確な把握を行っているか。</p> <p> b・c (略)</p> <p>ハ. 取引審査基準の策定及びその効果的活用</p> <p> a. 顧客の取引の公正性を確保するため、<u>暗号等資産等</u>の種類毎に、その騰落率、取引状況、顧客の取引態様等を勘案した具体的な抽出基準を策定し、当該基準に基づく適正な抽出を行っているか。</p> <p> b. 抽出した<u>暗号等資産等</u>について、具体的な審査基準を策定し、相場操縦等の不公正取引を排除するために必要な措置（例えば、顧客等に対する照会、注意喚起、取引停止等）を講ずる等適切な取引管理を行っているか。</p> <p> c. (略)</p> <p>② <u>暗号等資産関連店頭デリバティブ取引</u>の対象とする若しくは新規に取引の対象としようとする<u>暗号等資産等</u>又は<u>暗号等資産関連店頭デリバティブ取引業者</u>に関する重要な情報であって、顧客の同取引に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（注）について、例えば、以下のような措置を講じているか。</p> <p>（注）これに該当し得るものとして、例えば、以下の情報が考えられる。ただし、当該<u>暗号等資産関連店頭デリバティブ取引業者</u></p>	<p>イ. (略)</p> <p>ロ. 顧客の取引動向の的確な把握及び管理の徹底</p> <p> a. 取引対象となる<u>暗号資産等</u>の種類、取引手法・形態等の取引動向を把握するための具体的な取扱方法を策定し、当該取扱方法に基づき、適時、モニタリング等を行うなどにより顧客の取引動機等の的確な把握を行っているか。</p> <p> b・c (略)</p> <p>ハ. 取引審査基準の策定及びその効果的活用</p> <p> a. 顧客の取引の公正性を確保するため、<u>暗号資産等</u>の種類毎に、その騰落率、取引状況、顧客の取引態様等を勘案した具体的な抽出基準を策定し、当該基準に基づく適正な抽出を行っているか。</p> <p> b. 抽出した<u>暗号資産等</u>について、具体的な審査基準を策定し、相場操縦等の不公正取引を排除するために必要な措置（例えば、顧客等に対する照会、注意喚起、取引停止等）を講ずる等適切な取引管理を行っているか。</p> <p> c. (略)</p> <p>② <u>暗号資産関連店頭デリバティブ取引</u>の対象とする若しくは新規に取引の対象としようとする<u>暗号資産等</u>又は<u>暗号資産関連店頭デリバティブ取引業者</u>に関する重要な情報であって、顧客の同取引に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（注）について、例えば、以下のような措置を講じているか。</p> <p>（注）これに該当し得るものとして、例えば、以下の情報が考えられる。ただし、当該<u>暗号資産関連店頭デリバティブ取引業者</u>の</p>

改正後	現行
<p>の行う金融商品取引業等の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該暗号等資産等に使用されるブロックチェーンの分岐その他暗号等資産等に用いられる技術的仕様の変更その他の当該暗号等資産等の機能、効用又は計画に関する重要な変更 ・ 当該暗号等資産等の発行者等の破産手続、特別清算手続、民事再生手続又は会社更生手続その他これに類する倒産手続の開始その他の当該暗号等資産の仕様等を決定し得る者又は団体の業務の運営又は財産の状況の重大な変化 ・ 当該暗号等資産等の取扱いが開始される又は廃止される旨の決定、当該暗号等資産の価格に重大な影響を及ぼす程度に大規模な取引の受注を受けた事実の発生その他の当該暗号等資産等の価格又は流動性に重大な影響を及ぼす事項の決定又は発生 ・ 金融商品取引業の遂行に重大な支障を及ぼすセキュリティインシデントの発生、倒産手続の開始その他の自己の金融商品取引業に係る業務の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼす事項の決定又は発生 <p>イ～ハ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>行う金融商品取引業等の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該暗号資産等に使用されるブロックチェーンの分岐その他暗号資産等に用いられる技術的仕様の変更その他の当該暗号資産等の機能、効用又は計画に関する重要な変更 ・ 当該暗号資産等の発行者等の破産手続、特別清算手続、民事再生手続又は会社更生手続その他これに類する倒産手続の開始その他の当該暗号資産の仕様等を決定し得る者又は団体の業務の運営又は財産の状況の重大な変化 ・ 当該暗号資産等の取扱いが開始される又は廃止される旨の決定、当該暗号資産の価格に重大な影響を及ぼす程度に大規模な取引の受注を受けた事実の発生その他の当該暗号資産等の価格又は流動性に重大な影響を及ぼす事項の決定又は発生 ・ 金融商品取引業の遂行に重大な支障を及ぼすセキュリティインシデントの発生、倒産手続の開始その他の自己の金融商品取引業に係る業務の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼす事項の決定又は発生 <p>イ～ハ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p>
IV-3-3-7 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管	IV-3-3-7 暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理

改正後	現行
<p style="text-align: center;">理態勢</p> <p>暗号資産等関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢の整備及び業務運営の遂行については、下記の留意事項のほか、IV-3-3-5（1）から（5）まで及び（8）の各規定に準ずるものとする。</p> <p>（1）顧客及びカバー取引相手方との取引に係る留意事項</p> <p>① 顧客から、委託証拠金その他の保証金の全部又一部として、<u>代用暗号等資産の預託</u>を受ける場合には、当該<u>代用暗号等資産の価格変動リスク</u>を踏まえつつ、必要額を上回るだけの十分な数量の<u>暗号等資産</u>を預託させることとしているか。</p> <p>② カバー取引相手方に対して、<u>暗号等資産</u>を預託する場合には、IV-3-6-4（3）により整備された態勢に基づき、当該カバー取引相手方に対する審査を行うほか、当該カバー取引相手方が、預託した<u>暗号等資産</u>が外部に流出することがないように適切に管理していることを確認しているか。</p> <p>（2）法人向けの特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引（金商業等府令第117条第1項第49号に規定する<u>特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引</u>をいう。）の暗号資産等リスク想定比率に係る留意事項</p> <p>① <u>暗号資産等関連店頭デリバティブ取引業者が、金商業等府令第117条第51項及び第52項に規定する暗号資産等リスク想定比率の算出を自社で行う場合</u></p> <p>イ. 正確性及び合理性が確保されたモデル（「<u>特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引に係る暗号資産等リスク想定比率の算出</u></p>	<p style="text-align: center;">態勢</p> <p>暗号資産等関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢の整備及び業務運営の遂行については、下記の留意事項のほか、IV-3-3-5（1）から（5）まで及び（8）の各規定に準ずるものとする。</p> <p>（1）顧客及びカバー取引相手方との取引に係る留意事項</p> <p>① 顧客から、委託証拠金その他の保証金の全部又一部として、<u>代用暗号資産の預託</u>を受ける場合には、当該<u>代用暗号資産の価格変動リスク</u>を踏まえつつ、必要額を上回るだけの十分な数量の<u>暗号資産</u>を預託させることとしているか。</p> <p>② カバー取引相手方に対して、<u>暗号資産</u>を預託する場合には、IV-3-6-4（3）により整備された態勢に基づき、当該カバー取引相手方に対する審査を行うほか、当該カバー取引相手方が、預託した<u>暗号資産</u>が外部に流出することがないように適切に管理していることを確認しているか。</p> <p>（2）法人向けの特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引（金商業等府令第117条第1項第49号に規定する<u>特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引</u>をいう。）の暗号資産等リスク想定比率に係る留意事項</p> <p>① <u>暗号資産等関連店頭デリバティブ取引業者が、金商業等府令第117条第51項及び第52項に規定する暗号資産等リスク想定比率の算出を自社で行う場合</u></p> <p>イ. 正確性及び合理性が確保されたモデル（「<u>特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引に係る暗号資産等リスク想定比率の算出方法</u></p>

改正後	現行
<p>方法を定める件」に定める定量的計算モデルをいう。以下（２）において同じ。）を構築するとともに、合理的な方法により継続して算出したデータに基づき暗号資産等リスク想定比率を算出する態勢を整備しているか。</p> <p>ロ. モデルを用いて算出した暗号資産等リスク想定比率について、算出の都度及び事後的に検証するとともに、必要に応じてモデルの見直しを行うための態勢を整備しているか。</p> <p>② 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引業者が、金商業等府令第117条第51項及び第52項に規定する暗号資産等リスク想定比率の算出を外部委託等する場合</p> <p>イ. 外部委託先が、正確性及び合理性が確保されたモデルを構築するとともに、合理的な方法により継続して算出したデータに基づき暗号資産等リスク想定比率を算出する態勢を整備しているかをモニタリングしているか。</p> <p>ロ. 外部委託先が、モデルを用いて算出した暗号資産等リスク想定比率について、算出の都度及び事後的に検証するとともに、必要に応じてモデルの見直しを行うための態勢を整備しているかをモニタリングしているか。</p> <p>ハ. 上記イ及びロの業務の一部又は全部について、二段階以上の委託が行われた場合には、外部委託先が再委託先に対して十分なモニタリングを行っているかを確認しているか。また、必要に応じ、暗号資産等関連店頭デリバティブ取引業者が再委託先に対して、直接モニタリングを行っているか。</p> <p>ニ. 金融商品取引業協会が暗号資産等リスク想定比率の算出・公表</p>	<p>を定める件」に定める定量的計算モデルをいう。以下（２）において同じ。）を構築するとともに、合理的な方法により継続して算出したデータに基づき暗号資産リスク想定比率を算出する態勢を整備しているか。</p> <p>ロ. モデルを用いて算出した暗号資産リスク想定比率について、算出の都度及び事後的に検証するとともに、必要に応じてモデルの見直しを行うための態勢を整備しているか。</p> <p>② 暗号資産関連店頭デリバティブ取引業者が、金商業等府令第117条第51項及び第52項に規定する暗号資産リスク想定比率の算出を外部委託等する場合</p> <p>イ. 外部委託先が、正確性及び合理性が確保されたモデルを構築するとともに、合理的な方法により継続して算出したデータに基づき暗号資産リスク想定比率を算出する態勢を整備しているかをモニタリングしているか。</p> <p>ロ. 外部委託先が、モデルを用いて算出した暗号資産リスク想定比率について、算出の都度及び事後的に検証するとともに、必要に応じてモデルの見直しを行うための態勢を整備しているかをモニタリングしているか。</p> <p>ハ. 上記イ及びロの業務の一部又は全部について、二段階以上の委託が行われた場合には、外部委託先が再委託先に対して十分なモニタリングを行っているかを確認しているか。また、必要に応じ、暗号資産関連店頭デリバティブ取引業者が再委託先に対して、直接モニタリングを行っているか。</p> <p>ニ. 金融商品取引業協会が暗号資産リスク想定比率の算出・公表を</p>

改正後	現行
<p>を行う場合（当該協会が当該比率の算出・公表の一部又は全部を委託する場合を含む。）であって、<u>暗号資産等関連店頭デリバティブ取引業者</u>が当該比率を利用する場合には、当該比率を正確かつ継続的に利用するための態勢を整備しているか。</p> <p>（注） （略）</p>	<p>行う場合（当該協会が当該比率の算出・公表の一部又は全部を委託する場合を含む。）であって、<u>暗号資産関連店頭デリバティブ取引業者</u>が当該比率を利用する場合には、当該比率を正確かつ継続的に利用するための態勢を整備しているか。</p> <p>（注） （略）</p>
<p>IV-3-6 電子記録移転有価証券表示権利等を取り扱う金融商品取引業者に係る業務の適切性</p> <p>電子記録移転有価証券表示権利等（金商業等府令第1条第4項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。以下同じ。）を取り扱う金融商品取引業者については、電子記録移転有価証券表示権利等の設計の自由度の高さやその流通性に鑑みて、投資者保護の観点から適切に態勢整備を行うことが求められる。当該業者に対しては、IV-3-1に加え、以下で示す留意点を踏まえて監督するものとする。</p> <p>なお、電子記録移転権利（金商法第2条第3項に規定する電子記録移転権利をいう。以下同じ。）は、資金決済法第2条第14項に規定するとおり暗号資産には該当しないが、例えば、電子記録移転権利が物品の購入や役務の提供に関する代価の弁済のために用いられる機能を併せもつような場合においては、当該電子記録移転権利の流通や管理等に関して、適宜、事務ガイドライン（第三分冊：16 暗号資産交換業者関係）を参照する等して、態勢整備の状況を検証するものとする。</p> <p>（注） （略）</p>	<p>IV-3-6 電子記録移転有価証券表示権利等を取り扱う金融商品取引業者に係る業務の適切性</p> <p>電子記録移転有価証券表示権利等（金商業等府令第1条第4項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。以下同じ。）を取り扱う金融商品取引業者については、電子記録移転有価証券表示権利等の設計の自由度の高さやその流通性に鑑みて、投資者保護の観点から適切に態勢整備を行うことが求められる。当該業者に対しては、IV-3-1に加え、以下で示す留意点を踏まえて監督するものとする。</p> <p>なお、電子記録移転権利（金商法第2条第3項に規定する電子記録移転権利をいう。以下同じ。）は、資金決済法第2条第5項に規定するとおり暗号資産には該当しないが、例えば、電子記録移転権利が物品の購入や役務の提供に関する代価の弁済のために用いられる機能を併せもつような場合においては、当該電子記録移転権利の流通や管理等に関して、適宜、事務ガイドライン（第三分冊：16 暗号資産交換業者関係）を参照する等して、態勢整備の状況を検証するものとする。</p> <p>（注） （略）</p>
<p>IV-3-6-7 電子記録移転有価証券表示権利等の流出リスクへの対</p>	<p>IV-3-6-7 電子記録移転有価証券表示権利等の流出リスクへの対</p>

改正後	現行
<p style="text-align: center;">応に係る留意事項</p> <p>金融商品取引業者が顧客から電子記録移転有価証券表示権利等の預託を受ける場合には、受託した電子記録移転有価証券表示権利等に係る秘密鍵等が不正アクセス等により流出することによって、顧客に対して電子記録移転有価証券表示権利等の返還ができなくなるなど投資者保護が図られないおそれがある。このため、平時より、分別管理やシステムリスク管理等の内部管理態勢（業容に応じた内部監査態勢を含む。）の構築を通じて、かかる流出リスクに対して適切に対応することが求められる。</p> <p>電子記録移転有価証券表示権利等に係る記録・移転等は、具体的には、ブロックチェーン等のネットワークを通じて行うことになることから、同様の仕組みを用いた暗号等資産においては、不正アクセス等により多額の受託暗号等資産が流出した事案も複数発生していることから、電子記録移転有価証券表示権利等の受託においても、上記流出リスクへの対応は最重要課題のひとつである。</p> <p>電子記録移転有価証券表示権利等の預託を受ける金融商品取引業者において、上記流出リスクに対する適切な対応が図られているかを確認するに際しては、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>IV-3-6-9 暗号等資産による出資金等に係る分別管理</p> <p>金融商品取引業者が、電子記録移転権利に該当する集団投資スキーム（ファンド）の持分に係る権利の売買等を行う場合、金商法第40条</p>	<p style="text-align: center;">応に係る留意事項</p> <p>金融商品取引業者が顧客から電子記録移転有価証券表示権利等の預託を受ける場合には、受託した電子記録移転有価証券表示権利等に係る秘密鍵等が不正アクセス等により流出することによって、顧客に対して電子記録移転有価証券表示権利等の返還ができなくなるなど投資者保護が図られないおそれがある。このため、平時より、分別管理やシステムリスク管理等の内部管理態勢（業容に応じた内部監査態勢を含む。）の構築を通じて、かかる流出リスクに対して適切に対応することが求められる。</p> <p>電子記録移転有価証券表示権利等に係る記録・移転等は、具体的には、ブロックチェーン等のネットワークを通じて行うことになることから、同様の仕組みを用いた暗号資産においては、不正アクセス等により多額の受託暗号資産が流出した事案も複数発生していることから、電子記録移転有価証券表示権利等の受託においても、上記流出リスクへの対応は最重要課題のひとつである。</p> <p>電子記録移転有価証券表示権利等の預託を受ける金融商品取引業者において、上記流出リスクに対する適切な対応が図られているかを確認するに際しては、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>IV-3-6-9 暗号資産による出資金等に係る分別管理</p> <p>金融商品取引業者が、電子記録移転権利に該当する集団投資スキーム（ファンド）の持分に係る権利の売買等を行う場合、金商法第40条</p>

改正後	現行
<p>の3及び金商業等府令第125条に基づき、出資又は拠出された金銭が、当該出資又は拠出された金銭を充てて事業を行う者の固有財産等と分別して管理されていなければならない。</p> <p>また、<u>暗号等資産</u>が出資又は拠出される場合には、当該暗号等資産が、暗号資産交換業者や信託会社等への管理の委託により適切に管理されなければならないが、金融商品取引業者においては、委託先となる暗号資産交換業者や信託会社等の流出リスクの低減のための態勢等について適切に確認が行われているか監督するものとする。</p> <p>IV-4 諸手続（第一種金融商品取引業） IV-4-1 登録</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 業務の内容及び方法を記載した書類等 ①～③ (略) ④ <u>暗号等資産関連店頭デリバティブ取引</u>を取扱う場合は、金商業等府令第9条第10号に基づき、<u>暗号等資産</u>及び金融指標の概要を説明した書類（③において「概要説明書」という。）を登録申請書に添付することが求められるが、添付すべき概要説明書の内容は、金融商品取引業協会が別に公表する様式等に準拠するものとする。</p> <p>(注) 概要説明書は、新たに<u>暗号等資産関連店頭デリバティブ取引</u>の対象とする<u>暗号等資産</u>等を事前に届け出る際においても必要と</p>	<p>の3及び金商業等府令第125条に基づき、出資又は拠出された金銭が、当該出資又は拠出された金銭を充てて事業を行う者の固有財産等と分別して管理されていなければならない。</p> <p>また、<u>暗号資産</u>が出資又は拠出される場合には、当該暗号資産が、暗号資産交換業者や信託会社等への管理の委託により適切に管理されなければならないが、金融商品取引業者においては、委託先となる暗号資産交換業者や信託会社等の流出リスクの低減のための態勢等について適切に確認が行われているか監督するものとする。</p> <p>IV-4 諸手続（第一種金融商品取引業） IV-4-1 登録</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 業務の内容及び方法を記載した書類等 ①～③ (略) ④ <u>暗号資産関連店頭デリバティブ取引</u>を取扱う場合は、金商業等府令第9条第10号に基づき、<u>暗号資産</u>及び金融指標の概要を説明した書類（③において「概要説明書」という。）を登録申請書に添付することが求められるが、添付すべき概要説明書の内容は、金融商品取引業協会が別に公表する様式等に準拠するものとする。</p> <p>(注) 概要説明書は、新たに<u>暗号資産関連店頭デリバティブ取引</u>の対象とする<u>暗号資産</u>等を事前に届け出る際においても必要と</p>

改正後	現行
<p>なることに留意する。</p> <p>IV-4-2 承認及び届出等 IV-4-2-2 承認 (1) (略)</p> <p>(2) <u>暗号等資産</u>の預託等に係る留意事項 金商法第2条の2に基づき、<u>暗号等資産</u>は、有価証券の売買に係る金銭とみなされるが、金融商品取引業者が有価証券の売買に関連して、顧客から<u>暗号等資産</u>の預託等を受ける場合であっても、金融商品取引業に付随する業務とはいえないときは、金商法第35条第4項の規定に基づくその他業務の承認を要する点に留意する。</p> <p>V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業） V-2 業務の適切性（第二種金融商品取引業） V-2-1 みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性 V-2-1-4 <u>暗号等資産</u>による出資金等に係る分別管理 みなし有価証券販売業者等が、集団投資スキーム（ファンド）の持分に係る権利の売買等を行う場合、金商法第40条の3及び金商業等府令第125条に基づき、出資又は拠出された金銭が、当該出資又は拠出された金銭を充てて事業を行う者の固有財産等と分別して管理されていなければならない。 また、<u>暗号等資産</u>が出資又は拠出される場合には、当該<u>暗号等資産</u>が、暗号資産交換業者や信託会社等への管理の委託により適切に管理</p>	<p>なることに留意する。</p> <p>IV-4-2 承認及び届出等 IV-4-2-2 承認 (1) (略)</p> <p>(2) <u>暗号資産</u>の預託等に係る留意事項 金商法第2条の2に基づき、<u>暗号資産</u>は、有価証券の売買に係る金銭とみなされるが、金融商品取引業者が有価証券の売買に関連して、顧客から<u>暗号資産</u>の預託等を受ける場合であっても、金融商品取引業に付随する業務とはいえないときは、金商法第35条第4項の規定に基づくその他業務の承認を要する点に留意する。</p> <p>V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業） V-2 業務の適切性（第二種金融商品取引業） V-2-1 みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性 V-2-1-4 <u>暗号資産</u>による出資金等に係る分別管理 みなし有価証券販売業者等が、集団投資スキーム（ファンド）の持分に係る権利の売買等を行う場合、金商法第40条の3及び金商業等府令第125条に基づき、出資又は拠出された金銭が、当該出資又は拠出された金銭を充てて事業を行う者の固有財産等と分別して管理されていなければならない。 また、<u>暗号資産</u>が出資又は拠出される場合には、当該<u>暗号資産</u>が、暗号資産交換業者や信託会社等への管理の委託により適切に管理され</p>

改正後	現行
<p>されなければならない、みなし有価証券販売業者等においては、委託先となる暗号資産交換業者や信託会社等の流出リスクの低減のための態勢等について適切に確認が行われているか監督するものとする。</p>	<p>なければならない、みなし有価証券販売業者等においては、委託先となる暗号資産交換業者や信託会社等の流出リスクの低減のための態勢等について適切に確認が行われているか監督するものとする。</p>
<p>VI. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）</p>	<p>VI. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）</p>
<p>VI-2 業務の適切性（投資運用業）</p>	<p>VI-2 業務の適切性（投資運用業）</p>
<p>VI-2-1 1 その他留意事項</p>	<p>VI-2-1 1 その他留意事項</p>
<p>VI-2-1 1-4 分別管理等に関する留意事項</p>	<p>VI-2-1 1-4 分別管理等に関する留意事項</p>
<p>(1) <u>暗号等資産の管理</u>等に係る留意事項</p> <p>投資運用業において<u>暗号等資産</u>を運用財産として管理する場合には、金商法第42条の4及び金商業等府令第132条第1項が準用する同第125条第2号二に基づき、<u>暗号等資産</u>に係る分別管理についての適切な取扱いが確保される必要がある。また、運用財産たる<u>暗号等資産</u>が不正アクセス等により流出すれば、投資者保護が図られないおそれがあるため、平時より、分別管理やシステムリスク管理等の内部管理態勢（業容に応じた内部監査態勢を含む。）の構築を通じて、かかる流出リスクに対して適切に対応することが求められる。</p> <p>かかる管理の状況については、V-2-1-4を準用して監督するものとする。</p>	<p>(1) <u>暗号資産</u>の管理等に係る留意事項</p> <p>投資運用業において<u>暗号資産</u>を運用財産として管理する場合には、金商法第42条の4及び金商業等府令第132条第1項が準用する同第125条第2号二に基づき、<u>暗号資産</u>に係る分別管理についての適切な取扱いが確保される必要がある。また、運用財産たる<u>暗号資産</u>が不正アクセス等により流出すれば、投資者保護が図られないおそれがあるため、平時より、分別管理やシステムリスク管理等の内部管理態勢（業容に応じた内部監査態勢を含む。）の構築を通じて、かかる流出リスクに対して適切に対応することが求められる。</p> <p>かかる管理の状況については、V-2-1-4を準用して監督するものとする。</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>